

高齢者福祉施設等整備の手引

令和8年度版

兵庫県福祉部高齢政策課

目 次

I	高齢者福祉施設等の整備手続（流れ）	1
II	社会福祉法人	
1	社会福祉法人の設立・運営の基本的事項	2
(1)	社会福祉法人の設立	2
(2)	社会福祉法人の運営	2
III	施設整備	
1	高齢者福祉施設等整備の基本的事項	3
(1)	介護保険事業（支援）計画等との整合	3
(2)	法人主体の事業計画の作成	3
2	高齢者福祉施設等の整備手続	3
(1)	法人における事前準備	3
(2)	市町との事前協議	5
(3)	県との事前協議	6
(4)	事前協議書作成に当たっての留意点	11
(5)	社会福祉法人審査会における審査	14
(6)	法人の設立申請	15
(7)	公共工事に準じた入札・契約	15

(8) 中間・竣工時における工事検査の実施	22
(9) 適正な工事監理の実施	22
(10) 施設の開設手続（施設の設置認可・指定）	22
(11) 元請業者等への建設工事費の支払状況のチェック	23
《参考》	
特別養護老人ホーム等整備費（モデル試算）	24
令和8年度高齢者福祉施設等整備事前協議提出書類一覧	25
IV 施設の認可・指定	
1 施設の認可（指定）事務の流れ	27
2 特別養護老人ホームの認可（指定介護老人福祉施設の指定）	27
3 特別養護老人ホームの認可事項の変更	31
《別添》	
令和8年度高齢者福祉施設等整備における留意点	33

I 高齢者福祉施設等の整備手続（基本的な流れ）

区分 時期		施設整備事務	法人設立事務 (社会福祉法人を新設する場合)
整備 前 年 度	毎年 6月 以前	<input type="checkbox"/> 施設整備計画の立案 <input type="checkbox"/> 関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 地元住民への説明	<input type="checkbox"/> 法人設立準備 ○設立者の選定 <input type="checkbox"/> 設立者会の発足 ○法人及び施設の名称 ○役員構成 ○設立代表者の選任 ○施設長予定者の選任 ○財産 ○建設計画、資金計画
	6～7月	<input type="checkbox"/> 市町との事前協議	
	10月	<input type="checkbox"/> 県へ事前協議書を提出	<input type="checkbox"/> 設立者会の開催 ○設立趣意書の作成 ○定款・諸規定の制定 <input type="checkbox"/> 法人設立認可事前協議 <input type="checkbox"/> 法人認可申請
	10月～	<input type="checkbox"/> 県との事前協議	
	1～3月	■法人審査会幹事会 ■法人審査会	■法人設立認可 <input type="checkbox"/> 設立登記 ○理事会開催（役員選任等） ○財産移転（1週間以内） ※要報告
整備 年 度	4～5月	■補助金内示 <input type="checkbox"/> 補助事業事前着手承認申請 ○実施設計書の作成 <input type="checkbox"/> 寄附履行 <input type="checkbox"/> 福祉医療機構借入申込	<input type="checkbox"/> 事業計画・予算編成 (理事会、評議員会開催)
	6月～	<input type="checkbox"/> 入札・工事請負契約 ◇借入金決定 <input type="checkbox"/> 工事着工 <input type="checkbox"/> 補助金交付申請	
	9月～	■補助金交付決定 ■中間検査 ◇借入金受入 ■完了検査	
	1～3月	<input type="checkbox"/> 施設設置認可・指定申請 <input type="checkbox"/> 工事実績報告 ■施設設置認可・指定 <input type="checkbox"/> 施設開設 <input type="checkbox"/> 所有権保存登記	
整備 次 年 度	4月 以降	■補助金確定	<input type="checkbox"/> 決算 ○監事の監査 ○理事会・評議員会の認定 ○資産総額の変更登記 <input type="checkbox"/> 定款変更届出 (建物の基本財産編入)

□は法人の事務、■は県の事務

II 社会福祉法人

「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定める特別養護老人ホームの運営や老人デイサービス事業などをいい、福祉サービスを必要とする者に、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、必要なサービスを総合的に提供する、極めて社会的責務の大きい事業である。

このため、社会福祉事業を実施するための施設については、その建設費の一部が国や県等の補助金によって賄われ、また、それらを運営する社会福祉法人は、公共性の高い法人であることから税制面で優遇措置が講じられている。

特別養護老人ホーム等の施設を整備しようとする場合、この社会福祉事業の役割を十分に認識し、強い責任感と使命感をもって事業を計画しなければならない。

1 社会福祉法人の設立・運営の基本的事項

特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の運営は、地方公共団体のほか、原則として社会福祉法人でなければ行うことができず、施設を整備を計画する場合、社会福祉法人（以下「法人」という。）を設立しなければならない。

(1) 社会福祉法人の設立

法人は、社会福祉法第31条により「所轄庁」の認可を得て、登記を行うことによって設立するが、所轄庁は、当該法人の事業区域により、市長、知事、厚生労働大臣となる。

県では、法人の認可要件及び施設整備計画の適合性を事前に審査するため、「社会福祉法人審査会」（以下「法人審査会」という。）を設置しており、法人認可を得るためには法人審査会での審査を受けなければならない。法人設立に当たっては、法人所在の市所管課（町に所在する場合及び複数市町にまたがって事業を実施する場合は、県福祉部総務課法人監査指導班）と協議しておくこと。

(2) 社会福祉法人の運営

法人は、設立者等の私物ではなく社会福祉事業を行うために設立された公共的法人であり、設立者等とは人格を異にする独立した存在である。

したがって、法人の意思決定は法人の理事会及び評議員会によってのみ成立し、理事等の役員が独断で意思決定することはできない。

Ⅲ 施設整備

1 高齢者福祉施設等整備の基本的事項

施設の整備に当たっては、社会福祉法や老人福祉法、介護保険法等関係法令の理念を踏まえ、社会福祉事業及び介護保険事業について十分理解した上で、事業を計画することが重要である。

(1) 介護保険事業（支援）計画等との整合

県や市町では、介護保険の実施に必要なサービスの目標量を定めた介護保険事業（支援）計画等を定めているが、特別養護老人ホーム等を整備しようとする場合、これらの計画に適合していることが条件となる。

したがって、施設の整備計画のない市町での整備や市町の計画数を上回る整備は原則として認められない。

(2) 法人主体の事業計画の作成

施設の整備に当たっては、事業計画の段階から、施設の整備計画の作成はもとより、市町等関係機関との調整や地元（地域住民）への説明等について、法人自らが責任をもって行わなければならない（コンサルタント任せにはしない）。

また、施設整備の重要なポイントとなる施設用地の確保、整備・運営資金の調達及び人材の確保について、事前に十分な準備をしておく必要がある。

特に、整備にあたって、請負業者等にキックバックを求めることは、絶対に許されない行為であることは言うまでもない。

2 高齢者福祉施設等の整備手続

施設を整備しようとする場合、建築基準法や福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）等の関係法令を遵守するほか、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）等の施設整備基準を十分に理解するとともに、県の「施設整備方針」に基づいた計画とする必要がある。

(1) 法人における事前準備

特別養護老人ホーム等を整備する場合、施設用地の確保、整備・運営資金の調達及び人材の確保は必須条件である。

したがって、用地が確保できていない場合や十分な広さがない場合、資金を借入（機構からの借入を除く。）等に頼らざるを得ないような場合、理事長予定者等法人役員

に社会福祉事業に対する経験や知識がない場合は、これらについて十分な準備をしてから、事業を計画する必要がある。

① 建設用地の確保

用地は、土地利用に関する法的規制や近隣住民の反対など、施設を整備するに当たり、何らの制約がないことが条件となる。

ア 十分な広さの用地が確保されていること。

※用地を買収又は貸与により利用する場合、地権者からの内諾を得ていること。

※用地の寄付・売買・賃貸借等の本契約は、県補助内示後に行うこと。

イ 用地に抵当権（機構等を除く）等の他者の権利が設定されておらず、所有権に対する制限がないこと。

ウ 建設や排水等について地域住民の同意が得られること。

エ 取り付け道路や上水道など生活施設として必要な基本設備が整っており、地域との交流が図りやすいこと。

オ 農地法や都市計画法等の規制がないか、規制がある場合、その許可等の解除見込が確実で、施設整備に支障がないこと。

※都市計画法上、市街化調整区域内において特別養護老人ホームなどの社会福祉施設を建設する際、許可が必要であることに注意

カ 入所者・家族、地域住民等にとって利便性があり、かつ、安全な場所であること。また、入所者等の健康・処遇上及び防災上適切な広さを有すること。

② 整備資金の確保

施設整備等に係る自己資金は、原則として、法人の理事等の役員からの寄附により調達することが必要である。

ア 用地取得費や造成費も含め、施設の整備自己資金が十分確保されていること。

イ 借入を行う場合は、償還財源が十分確保できること。

※借入は、機構からを原則とし（既存法人の場合は、この限りでない）、また、借入額は整備（建設）自己資金の90%が限度となる。

ウ 整備自己資金や借入償還金として法人に寄附した資金は、後で当該法人から返還を受けてはならないこと。

※入札により、当初に予定していた建設費が減少した場合等にあっても、寄附金の返還は認められない。

③ 人材の確保

法人の理事等役員や施設職員は、老人福祉法等の理念を十分に理解した者を配

置する。

また、役員となるための要件や資格を確認するとともに、人材の確保方法についても十分検討しておく。

ア 法人の役員について

法人の理事等役員の要件については、所管となる市又は県（県福祉部総務課法人監査指導班）に確認しておくこと。

イ 施設職員について

施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護師、栄養士、医師等については、資格や免許が必要なこと。

また、その他の職員については資格等は必要ないが、施設の中核となる職員（主任介護員、主任看護師等）は経験者を配置すること。

【参考：人材の確保方法】

職 種	問 い 合 わ せ 先
看護師	兵庫県看護協会ナースセンター 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目6番24号 TEL 078-341-0240
介護職員 生活相談員 介護支援専門員 事務員	兵庫県福祉人材センター 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 (兵庫県福祉センター内) TEL 078-271-3881

(2) 市町との事前協議

法人は、施設の整備計画について、市町と事前協議を行わなければならない。

なお、この場合、法人としての責任を明確にするため、協議は原則として理事長自らが行う。

市町は、「事前審査基準」に基づき、施設の整備目的、施設用地の法的規制、資金計画、地元住民との調整状況等の審査を行う（県との事前協議の際に、高齢者福祉施設等整備協議に係るチェック表を提出のこと）。

【事前審査基準（ポイント）】

区分	審査項目	提出書類・確認方法等
目的・ 運営方針	1 事業実施目的の確認	理事長から聴取（説明書）
	2 施設運営方針の確認	※既存法人の場合は理事会の議決
計画との 整合性	1 介護保険事業計画との整合性	整備年度、整備数、需要見込等
	2 利用見込み	
施設用地 ・ 法的規制	1 所有権・抵当権等権利設定の 確認	登記簿謄本 ※所有権以外の権利設定があるものは不可 (機構等は除く)
	2 取得の確実性	贈与（売買等）確約書、公有地無償貸与確約書
	3 立地条件の確認	現場視察、現場写真 ※集落等から遠方の場合不可
	4 用地の法的規制の有無 ※農業振興地域、農地等規制のある土地等	担当部局での規制の有無の確認 事業者と担当部局との調整状況の確認
	5 造成工事の有無	担当部局の許可及び見込み
資金計画	1 概算工事費の積算	※根拠なく補助金を限度額まで見込んだものは不可
	2 寄附の確実性の確認	贈与契約書、残高証明書等
	3 造成費、水道分担金等の有無	
	4 市町補助金の有無	補助確約書、予算措置の時期
法人役員	1 理事構成・監事資格の確認	履歴書、社会福祉法
	2 施設長資格の確認	※欠格事由、特殊関係理事数等の確認
関係機関 との調整 状況	1 市町	整備同意書
	2 地域住民	説明会の開催状況※時期、内容、反対者の有無
	3 消防署、健康福祉事務所、農林 振興事務所 等	協議状況、許可等の見込み・時期 ※指導内容及び対応状況
その他 (既存法人)	1 適正な法人・施設運営の確認	県民局・県民センター (健康福祉事務所) との連携

(3) 県との事前協議

法人は、市町での事前審査が終了した整備計画について、県と事前協議を行う。

なお、市町の公募による施設整備の場合、少なくとも最初の事前協議は市町担当者も同席すること（その後の協議についても必要に応じて同席すること）

① 理事長による事前協議

事前協議は、法人としての責任を明確にするため、原則として理事長自らが行うこと。

設計業者やコンサルタント業者のみによる協議には応じない。

【審査ポイント】

区 分	審 査 項 目	提出書類・確認方法等
目的・ 運営方針	1 事業実施目的の確認	設立趣意書、理事長からの聴取の実施 ※既存法人の場合は理事会の議決
	2 施設運営方針の確認	
	3 職員の採用計画に対する考え方	
計画との 整合性	1 介護保険事業（支援）計画との 整合性	整備年度、整備数、需要見込等
	2 利用見込み	
施設用地 ・ 法的規制	1 所有権・抵当権等権利設定の 確認	登記簿謄本 ※所有以外の権利設定があるものは不可 (機構等は除く)
	2 取得の確実性	贈与（売買等）確約書、公有地無償貸与確約書
	3 用地の法的規制の有無 ※農業振興地域、農地、地すべり防止区域等	事業者と担当部局（土木事務所・農林振 興事務所等）との調整状況報告書
	4 造成工事・水道分担金等の有無	担当部局の許可、調整状況報告書
資金計画	1 概算工事費の積算	類似施設との比較調査表、算出根拠説明資料 ※根拠なく補助金を限度額まで見込んだものは不可
	2 寄附の確実性の確認	贈与契約書、残高証明書 財産目録の作成、借入証明書
	3 造成費、水道分担金等の有無	
	4 市町補助金の有無	補助確約書、予算措置の時期
	5 機構借入の確認	贈与契約書、課税証明書
設備基準	1 老人福祉法等による設備基準と の適合	平面・立面図、設備配置図、室別面積表 ※設計の考え方の確認
	2 補助金計算の確認	算出根拠説明資料
法人役員	1 理事構成・監事資格の確認	履歴書、社会福祉法
	2 施設長資格の確認	※欠格事由、特殊関係理事数等の確認
関係機関 との調整 状況	1 市町	整備意見書
	2 地域住民	説明会の開催状況※時期、内容、反対者の有無
	3 消防署、健康福祉事務所 等	指導内容・対応状況報告書
その他 (既存法人)	1 適正な法人・施設運営の確認	監査指導結果及び改善状況

② 介護保険事業（支援）計画との整合

ア 整備しようとする施設やその整備数（床数）が市町の介護保険事業計画に適合していることを確認し、施設の需要見込や計画内容について市町と十分に調整すること。

イ 施設の整備計画について、市町の意見書（同意書）を提出すること。

介護保険事業（支援）計画数を上回る場合、原則として事前協議は行わない。

③ 施設用地の確保と法的規制の解除

ア 用地は、原則として、法人が所有権を有している（契約による取得又は賃貸借の見込みを含む。）ほか、その地目、面積が整備に適しており、かつ、担保設定や他法令による規制が無いこと。

※特別養護老人ホームについては一定の条件のもと借地での建設が可能。

①国又は地方公共団体からの貸与

②国又は地方公共団体以外の場合は、・事業の存続に必要な期間（建物 30 年以上）の地上権又は賃借権を設定し登記すること、・施設運営に支障がないよう地域の適正な水準以下の額であること。

イ 贈与者が、所有者であること。「土地の贈与契約書」及び「所有権移転登記確約書」を提出すること。また、抵当権等が設定されている場合は、抹消についての確約書を添付すること。

ウ 贈与者が、未買収の場合は、地権者の「譲渡確約書」を添付すること。

エ 土地の購入や賃貸借等の契約については、交付金内示後に本契約を行うこと。

なお、土地購入資金に（独）福祉医療機構の借入金を充てる場合は、融資申込み後に契約を行うこと。

オ 平成 18 年度都市計画法等改正（平成 18 年 5 月 31 日公布）により、平成 19 年 11 月 30 日の法施行後はこれまで開発許可が不要とされてきた、社会福祉施設・病院・学校等の公共公益施設の建築に許可が必要となり、市街化調整区域においては、原則建築することができなくなったことに留意すること。

カ 建設予定地が土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項に規定する「土砂災害警戒区域」、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条から 14 条の 3 に規定する「浸水想定区域」及び津波防災地域づくり法（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する「津波災害警戒区域」に該当する場合は、整備予定の施設の利用が自力避難が困難な高齢者であることを踏まえ、市町長が意見書において整備を認める場合を除き、原則整備を認めないので留意すること。

キ 用地について、（寄附・売買）契約書及び登記簿謄本、法令による各種規制の解除の所轄庁の許可書等を提出すること。

※寄付・売買等の本契約は県補助内示後に行うこと。

④ 適正な資金計画の作成

ア 事業費には、建設費以外に用地取得費や造成費等も含まれることに留意すること。

イ 施設整備に係る事業費のうち、国や県等の補助金及び機構等からの借入金以外の資金は、法人の理事等の役員からの寄附により調達すること。

ウ 「見せ金」による資金計画（自己資金）は絶対に許されないこと。

寄附予定者の同意を求め、県において随時に、預貯金残高を金融機関に照会する場合がある。

エ 請負業者等にキックバックを求めることは絶対に許されないこと。

オ 施設整備に係る請負業者等からの寄附金（共同募金会に対してなされた寄附金を除く。）を受領する行為及び実質的に法人が寄附金を受領したものとみなされる行為をしてはならないこと。

※請負業者には下請業者を含み、寄附金には、現金のみならず有価証券や現物（社会常識を越えないものを除く。）を含む。また、受領者の範囲は、法人のみならず、理事や監事を含む。

虚偽の資金計画の作成の禁止や請負業者等からの寄附金の受領の禁止は、補助金の交付条件であり、こうした事実が判明した場合は、補助金の返還を求める場合がある。

カ 寄附予定者については、寄附予定者全員の「定期性預金の残高証明書」（同一日付）、「財産目録」（預金、不動産、有価証券等の財産と債務を記載したものを作成）を提出すること。

※税務署へ「財産と債務に関する明細書」を提出している場合は、「財産目録」に代えることができる。

寄附の実行性が不確実な場合は、自己資金の形成過程を確認するため、その原因となる資産売却契約書や預金通帳の提出を求める場合がある。

キ 5,000万円以上の大口の寄附予定者（理事長予定者等事業の中心となる者）については、「借入証明書」（金融機関との金銭消費貸借契約書の写し）や「借入金の実態に関する誓約書」を提出すること。

施設整備に係る資金計画（寄附財源の確認等）の現実性が認められない場合は、事前協議を中止する場合がある。

⑤ 市町等関係機関への説明・同意

ア 施設整備に当たっては、地域住民や市町等関係機関の協力や同意が不可欠となるため、事業概要やスケジュール等について、事前に十分な説明を行い、理解を得ること。

イ 市町等関係機関の意向については、市町長の同意書及び地域住民への事業計画の説明状況や対応経過を記載した書類を提出すること。

ウ 建設予定地に、農地や保安林等が含まれている場合には、農業委員会、農林振興事務所とよく協議すること。

また、建設予定地が土砂災害防止法（平成12年法律第57号）第6条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」内かどうか、土木事務所に確認すること。

【手続きが必要な主な規制等】

開発許可、建築確認等・・・土木事務所等
食品衛生法・・・健康福祉事務所（保健所）
保安林・・・農林振興事務所
スプリンクラー、避難路・・・消防署

エ 市町の公募により施設整備をする場合については、関係機関との協議が円滑に進むよう、市町介護保険担当課も調整を行うこと。

⑥ 適正な概算工事費の算定

ア 施設整備に当たっては、老人福祉法や介護保険法に基づく構造・設備となるよう、設計業者等と調整を行うこと。

イ 概算見積額の算定に当たっては、他施設との比較や複数の業者からの見積などにより、根拠のある妥当な金額とすること。

なお、社会福祉法人審査会に上程し、その承認を得た後に、事業費を増額することは、借入金の償還計画が変動するため、償還計画に変更を及ぼさない、詳細設計の結果による軽微な増を除いて認められないので、施設整備費等の予定額を適正に見積もること。

※ 協議時7億円、詳細設計後10億円のようなケースは、増額分を自己資金で措置する場合を除き、再協議又は協議の打ち切りとなるので留意すること。

ウ 概算工事費の決定に係る根拠資料を提出すること。

施設の構造・設備・設計等に関し、施設整備担当職員が審査（全体事業費、計画面積、㎡単価等）を行い、不適切な場合は指導する。

また、改善指導に従わず、設計図や概算工事費の決定等が不適切に行われた場合は、事前協議を中止する場合がある。

⑦ 適正な法人・施設運営の確保

既存法人については、県が行う監査の結果、重大な指摘事項がないか、または、その指摘事項の改善がなされ、適正な運営が確保できていること。

指摘事項等の改善がなされていない場合は事前協議を行わない。

また、内示以降に、重大な指摘事項がなされ、その改善が行われない場合は、内示や交付決定の取消を行い、又は補助金の返還を求める場合がある。

(4) 事前協議書作成に当たっての留意点

提出書類は、「提出書類一覧」により作成・添付するとともに、以下の点について留意すること。

① 協議書の編纂

協議書（添付書類も含む）は、すべてA4版に統一し、提出すること。提出に当たっては、提出書類の未記入欄・誤字脱字及び原本証明の確認、数字の検算、及び添付書類の有無を十分に行うこと。

また、編纂した製本の表紙及び背表紙には、次の要領で記入すること。

(製本例・A4版)

8
高齢者福祉施設等整備協議書
(特養)○○○(○○福祉会)

注：施設種類については、次の略称で記入すること。

特別養護老人ホーム→(特養)

養護老人ホーム→(養護)

ケアハウス→(ケア)

② 県補助額について

令和8年度補助予定単価をもって算出すること。

1 施設整備費補助基準額

(1) 創設(※1)・改築・増改築・増築

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象(※2)	4 補助基準額 (=補助単価×利用(増加)定員(※4))	
			整備施設規模(※3)	補助単価
主体 工事 費	①特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	ユニット型	120床以上	2,832,000円
			80床以上120床未満	3,332,000円
			30床以上80床未満	3,832,000円
		多床室(※4)	120床以上	1,698,000円
			80床以上120床未満	1,999,000円
			30床以上80床未満	2,298,000円
	老人短期入所施設 (※5)	ユニット型	120床以上	1,415,000円
			80床以上120床未満	1,666,000円
			30床以上80床未満	1,915,000円
	②養護老人ホーム	市・町 社会福祉法人	個室	120床以上
80床以上120床未満				2,940,000円
30床以上80床未満				3,381,000円
③軽費老人ホーム (ケアハウス)	市・町 医療法人 社会福祉法人	個室	120床以上	2,499,000円
			80床以上120床未満	2,940,000円
			30床以上80床未満	3,381,000円
		多床室(2人部屋)(※6)	120床以上	1,499,000円
			80床以上120床未満	1,764,000円
			30床以上80床未満	2,028,000円
④介護老人保健施設	市・町 医療法人 社会福祉法人等	ユニット型	1施設 27,225,000円(※7)	

※1 既存建物の改修により新たに施設を整備する場合の補助単価は個別協議となるため事前協議が必要となる。

※2 補助対象施設は、介護保険法に基づく知事の指定若しくは許可を受けるもの又は老人福祉法に基づく知事の認可を受ける、若しくは知事に届出を行うものに限る。

※3 整備施設規模は、一の家屋(一体的に運営される併設家屋を含む。)において整備される①～③ごとの施設の種類の合計床数とする。(床数により異なる補助単価が設定されている施設種別に限る。)

※4 特別養護老人ホームの多床室(介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設又はその部分に限る。)に係る補助基準額の算出に用いる利用(増加)定員は、一の家屋(一体的に運営される併設家屋を含む。)において整備される、整備後の定員数(床数)合計の2分の1の定員数(床数)をその上限とする。
なお、整備後の定員数(床数)は、介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設の定員数(床数)をいう。

※5 介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に併設されるものに限る。

※6 2人部屋での整備は、1室あたり床面積を31.9㎡以上とする。

※7 介護老人保健施設の整備は、創設に限る。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う大規模修繕・耐震化

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額	
主体 工事 費	・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院	市・町 社会福祉法人 医療法人等	大規模修繕 耐震化	1,400,000円×利用定員

(3) 災害レッドゾーン

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額	
主体 工事 費	市・町 社会福祉法人 医療法人等	災害レッドゾーンに所在する 老朽化等した広域型 介護施設等	・特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ 用居室	5,530,000円×整備床数
			・介護老人保健施設	69,200,000円×施設数
			・介護医療院	69,200,000円×施設数
			・養護老人ホーム	2,960,000円×整備床数
			・軽費老人ホーム	5,530,000円×整備床数
			・介護付きホーム	5,530,000円×整備床数

(4) 災害イエローゾーン

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額	
主体 工事 費	市・町 社会福祉法人 医療法人等	災害イエローゾーンに所在 する老朽化等した広域型 介護施設等	・特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ 用居室	5,530,000円×整備床数
			・介護老人保健施設	69,200,000円×施設数
			・介護医療院	69,200,000円×施設数
			・養護老人ホーム	2,960,000円×整備床数
			・軽費老人ホーム	5,530,000円×整備床数
			・介護付きホーム	5,530,000円×整備床数

③ (独) 福祉医療機構の借入額について

借入限度額を算出した上で、別添「(独) 福祉医療機構に対する償還計画等調」の留意事項を参考に、適正な資金計画を立てること。

なお、借入額償還計画等調を作成する際の利息は2.0%で算出すること。

また、借入額や借入手続きについては、機構担当者と十分調整を行っておくこと。加えて、近年、(独) 福祉医療機構の融資方針として、審査の厳格化を掲げており、自己資金の乏しいものや収益の見積もりに問題があるものは、県の補助採択があったとしても融資を拒否することがあり得るので、留意すること。

④ 介護報酬について

介護報酬算定に当たり、施設利用者の要介護度については、原則として下記の経営指標値によること。ただし、整備予定地市町の介護給付実態等、他の公的資料等により合理的な積算根拠を示すことが出来る場合はこの限りではない。

特別養護老人ホームの収支計画策定に際し、開設初年度の入所率は、特別養護老人ホームは90%、併設ショートステイ用居室については80%と設定すること。ただし、地域の実情等に基づく合理的な算出方法がある場合はこの限りでない。

(要介護度)

種別	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特養	0%	1%	3%	28%	40%	29%
短期入所	3%	16%	22%	28%	20%	11%
老健	0%	12%	19%	25%	29%	16%

(参照) 令和4年度「介護保険事業状況報告」(厚生労働省集計)

⑤ 建物配置図・各階平面図等について

ア 併設施設にあつては、各専用・共用部門の明示図面を色分けし、添付すること。(例 特養...赤色、ケア...緑色、共用部門...黄色等)

イ 建物の設計変更は、軽微なものを除き認められないので、建築基準法や福祉のまちづくり条例等の関係法令、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の施設基準及び「ユニット型特別養護老人ホーム計画ガイドライン」を遵守するとともに、入所(通所)者の動線、居室の配置等、当初計画から十分精査すること。

※ 社会福祉法人審査会上程し、その承認を得た後に設計変更をする場合、再協議又は協議の打ち切りとなるので留意すること。

ウ 図面に基準面積、廊下幅(有効)を記入すること。また、居室については、

壁心面積だけでなく有効面積（内寸）を括弧書きで併記すること。

エ 特別養護老人ホームについて、全室個室・ユニットケアを原則とし、様々な生活空間を確保し居住環境を重視した構造とし、室別面積表を次のように区分して作成すること

- i 個人的スペース（入居者個人が専使用する空間、居室部分）
- ii 準個人的スペース（個室の近くにあつて入居者が食事や談話に利用する空間）
- iii 準公共スペース（ユニットの利用者と関わる空間・ユニット間交流スペース）
- iv 公共的スペース（事務室、調理室、玄関、地域交流スペース等）

オ 地域の実情等を踏まえ、広域型特別養護老人ホームの多床室を整備する場合は特別養護老人ホームの全床数の1/2までが補助対象となることに留意すること。

⑥ 建設予定地の位置図について

次の2種類を添付すること。

ア 建設予定地の付近図、及び土地の利用状況が分かる写真数点（方向図を添付することが望ましい。）

イ 市・町全域図（A4版）に、建設予定地を明示するとともに、既存高齢者福祉施設等（特養、養護、ケア、デイ、ショート等）の位置を明示すること。

⑦ 残高証明書について

ア 寄附・贈与契約者全員について、同一日時のもを徴すること。

イ 普通預金及び当座預金の残高は、残高証明書の金額には含めないこと。

ウ 複数金融機関の証明書がある場合は、残高証明書一覧表を作成すること。

⑧ 各種証明書等の保管について

確約書、贈与契約書、承諾書、同意書、通知書等の原本は、事業者が所有・保管すべきものであるため、提出書類はその写しを添付するものとし、原本証明を必ず行うこと。

※ 新設予定法人は、「社会福祉法人●●●会 設立準備委員会 設立代表者○○○○実印←個人名」で行うこと。

(5) 社会福祉法人審査会における審査

県では、法人の整備計画の内容について総合的に審査する機関として、法人審査会を設置しており、補助事業として採択するには法人審査会の承認を経なければならない。

法人審査会では、法人の適格性及び事業実施の必要性や事業計画・資金計画の妥当性等について審査する。また、必要に応じ、弁護士や公認会計士の専門家の意見を求めることとしている。

社会福祉法人審査会構成員

会 長：福祉部次長

特別委員：弁護士、公認会計士

委 員：法人指導官、地域福祉課長、高齢政策課長、障害福祉課長
ユニバーサル推進課長、こども政策課長、児童課長
営繕課長

法人審査会で、「不適」と判断されたものについては、法人認可や県補助事業採択を行わない。

【理事長による事業説明】

新設法人については、県との事前協議の結果により、法人審査会において、理事長予定者に事業概要等について説明を求める場合がある。

説明項目（主なもの）

- ・事業を実施しようとする動機、目的
- ・施設経営、運営の理念
- ・施設長、看護職員等施設職員の配置についての考え方、職員採用の方法
- ・資金計画の内容 等

(6) 法人の設立申請

ア 法人審査会の承認を得た整備計画については、県において事業採択（県補助金内示）された場合、すみやかに法人の設立手続を行うこと。

イ 法人認可は、役員及び役員構成の適正さ、資産の確実性等を中心に、認可要件の適合性を審査するが、詳細については、「法人の手引き」を参照すること。

(7) 公共工事に準じた入札・契約

社会福祉施設の整備事業は、県等の公費により多額の補助を受けて行うものであり、その執行の適正化が求められていることから、入札・契約に当たっては、県の公共工事における入札・契約手続に準拠した取り扱いとするほか、施設整備の透明性を確保するため、法人においても、情報の提供に努める必要がある。

県において、施設の事業主体や整備施設の概要（設置主体の名称、施設名

称、施設種別、定員、役員就任予定者) を公表する場合がある。

① 設計監理業者の選定

- 補助事業の適正かつ円滑な実施を期するため、国及び都道府県（政令市・中核市）の直営又は補助工事（総工費概ね1億円以上）の設計監理業務の受託実績がある業者から選定すること。（県の「測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録された設計業者から選定することが望ましい。）
- 受託業務の再委託は、構造計算や電気設備、機械設備など一部の専門分野に係るものを除き認めないので、業務遂行能力を十分審査のうえ、選定すること。

② 適正な設計内訳書の作成

設計見積書は、刊行物単価や複数の業者からの見積を徴するなど、根拠のある単価を用い、かつ、根拠のある適切な方法で作成するとともに、入札参加業者の募集の公告の2週間前までに県へ提出すること。

設計内訳書に関し、施設整備担当職員が確認を行い、説明を求めるとともに内容が明らかに不適切な場合は改善を指導する。

なお、改善指導に従わず、不適切な設計内訳書等により入札が行われた場合は、補助金の交付決定を行わない。

③ 一般競争入札の実施

ア 施設の「創設」「増築」「改築」工事に係る入札は、「一般競争入札」を原則とすること。

ただし、工事の規模が20億2千万円未満の場合であって、技術的に施工可能で、競争性が十分確保できる工事に限り、「公募型指名競争入札」とすることができる。

一般競争入札とは

公告により、一定の資格（最小限の条件設定）を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、そのなかから最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法をいう。

※最小限の条件設定：工事实績、技術者の資格・経験、建設業法に基づく経営事項審査の下限值

注：国内業者のみに限定することは禁止

公募型指名競争入札とは

公告により、一定の資格（一般競争入札より多様な条件設定が可能）を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、そのなかから最も有利な条件を示した者と契約を締結する方法をいう。

※多様な条件設定：工事实績、技術者の資格・経験、事業所の所在地、建設業法に基づく経営事項審査の上限値及び下限値等

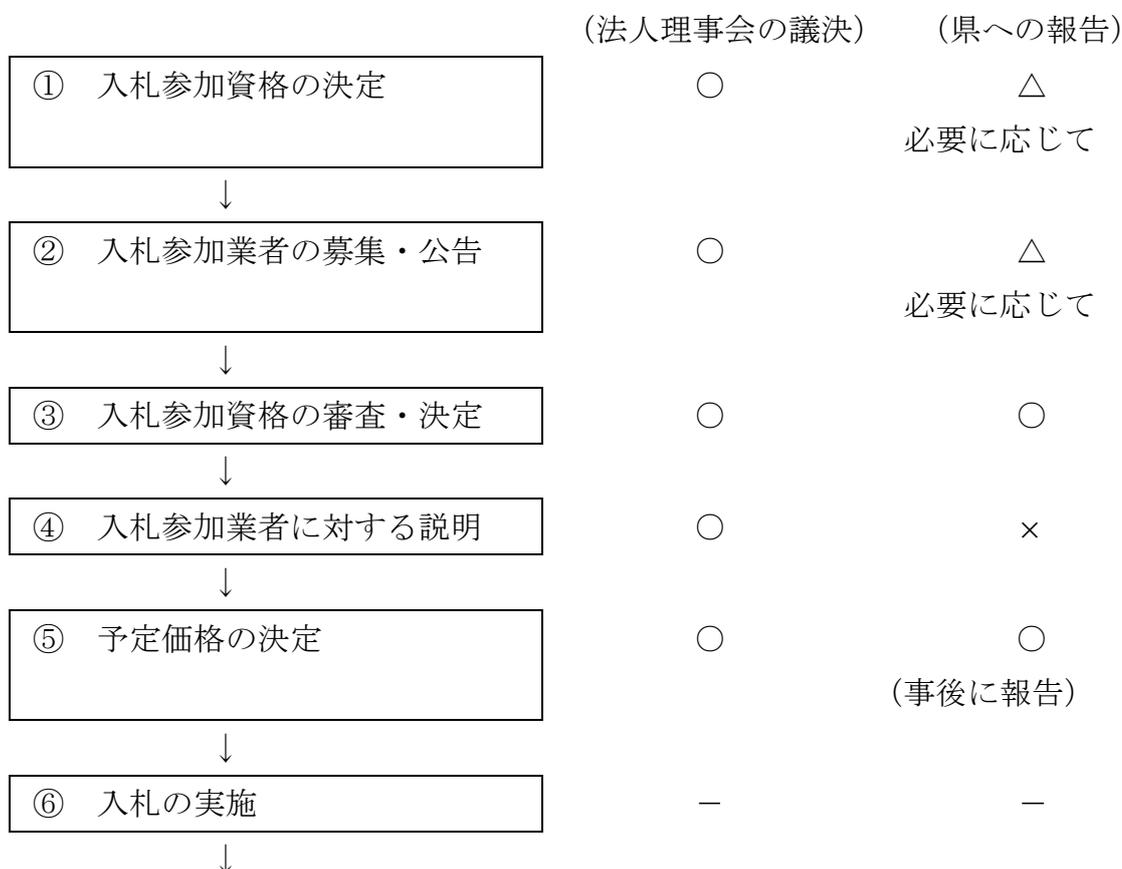
イ 「創設」「増築」「改築」以外の工事に係る入札は、緊急性、専門性、技術的難易性等、それぞれ、当該工事に適した特殊性を勘案し、競争性が十分確保される範囲において「指名競争入札」とすることができる。

なお、この場合、指名業者数は、工事1件について次に掲げる工事規模の区分に応じたものとする。

【工事額】	【業者数】
1000万円未満	6社以上
1000万円以上3000万円未満	8社以上
3000万円以上	10社以上

④ 適正な入札の実施

ア 入札事務の流れ



⑦ 入札結果の公表及び報告	—	○
↓		
⑧ 工事請負契約の締結	○	○

イ 入札参加資格の決定

- (ア) 入札に参加する業者に必要な資格は、「入札参加要件の設定基準」に従い、理事会の議決をもって決定すること。
- (イ) 決定した入札参加資格(ウの公告事項を含む。)は、県からの求めがあった場合には、速やかに理事会の議事録を添えて県に届け出ること。
- (ウ) 入札参加業者の決定前に、入札参加業者を県に届け出て承認を得ること。
- (エ) 入札・契約事務の公正さを確保するため、「設計・施工分離の原則」に基づき、設計業者と請負業者の分離を徹底し、設計業者と資本・人事面で関係のある請負業者を入札参加者から排除すること。

入札参加要件の設定基準

■入札参加資格として設定すべき要件

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者
※当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者
- 建設業法第15条による許可を受けている者で、かつ、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
- 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する業者でない者
- 事業者（社会福祉法人等）に対し、工事請負契約における収入状況、下請業者の工事实績や請負金額等に関する関係資料の提供に協力を行うことができる者
- 入札参加業者の事業所の所在地に関する要件
(例 兵庫県内もしくは〇〇市内に主たる事務所（支店）を有している 等)

■入札参加資格として設定することが望ましい要件

- 過去に、社会福祉施設等建設に伴う不正行為又はこれらに類する行為等に関与しておらず、入札参加業者として適当であると認められる者
- 入札参加業者の実績や従業者数、資本の額その他の経営規模及び状況に関する要件（例 資本金〇〇円以上、従業者数〇〇名以上 等)

- 入札参加業者の社会福祉施設の整備に係る工事についての経験及び工事を完工できる能力の有無に関する条件
(例 過去〇年以内において、同規模の社会福祉施設の建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有する、建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評定値〇〇点以上の者 等)
- CORINS (コリンズ：工事实績情報システム) に登録していること
- 建設業退職金共済制度に加入していること

ウ 入札参加業者の募集・公告

- (ア) 入札を行うに当たっては、公告事項を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うこと。
- (イ) 公告事項及び公告の方法は、理事会の議決をもって決定すること。
- (ウ) 決定した公告事項等 (イの入札参加資格を含む。) は、県からの求めがあった場合には、速やかに理事会の議事録を添えて県に届け出ること。

公告事項

- 入札に付する事項 (工事名等) 及び応募方法
- 入札に参加するものに必要な資格
- 入札の条件を示す場所及び期間
- 公告事務を担当する者の名称及び所在地
- 入札参加の手続きに関する事項
- 入札の場所、日時及び方法 (予定とし入札通知書発送時に通知して可)
- その他特に必要な事項
※一括下請の禁止等

公告方法

- 法人の定款に基づき、新聞紙面で公告するとともに、法人の事務所玄関前への掲示、ホームページへの掲載等を行うこと。

公告期間

- 入札期日の前日から起算して少なくとも28日前までに掲示その他の方法により入札の公告を行うこと。
- 公告期間 (公示日から入札参加申込の提出期限まで) は、概ね10日間程度とすること。

エ 入札参加資格の審査・決定

- (ア) 入札参加申込業者は、資格審査を行った上で、理事会の議決をもって決定すること。
- (イ) 入札参加業者は、理事会の議事録を添えて県に届け出ること。
- (ウ) 入札参加資格に適合する入札参加申請業者は、すべて入札参加業者として決定すること。
- (エ) 入札の競争性を確保するため、原則として入札参加業者を10社以上確保すること。（入札参加資格の決定の際に留意すること。）
- (オ) 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が業者の役員に就いている等、特別の利害関係を有する場合は、入札参加業者を決定するための理事会の議決には参加できないこと。

オ 入札参加業者に対する説明（現場説明会の廃止）

- (ア) 入札参加業者による談合を防止するため、入札参加業者が一堂に会する現場説明会は開催せず、各入札参加業者に対し、個別に、「設計図書」（金額を除いたもの）等を交付し、工事概要等を説明すること。
- (イ) 入札参加業者に対する工事概要等の説明事項は、理事会の議決をもって決定すること。
- (ウ) 入札参加業者からの質疑等は、書面にて受け付けることとし、それに対する回答は、すべての入札参加業者に周知すること。

説明事項

- 工事の名称、場所、概要、工期等
- 設計図書
- 入札に関する条件
- 契約の内容
- その他必要な事項

※補助事業の概要（公費により建設されること）

請負業者等からの寄附金の受領禁止

工事代金の収入状況等に関する報告義務 等

カ 予定価格の決定

- (ア) 予定価格の設定に先立ち、入札参加業者の募集の公告の日の2週間前までに、「設計内訳書」を県に提出すること。
- (イ) 予定価格は、理事会の議決をもって決定すること。

(ウ) 予定価格は、法人において、外部に漏洩することのないよう厳重に保管しておくこと。

また、理事会の議決に参加した役員等、予定価格書の内容を知り得たすべての者は、外部に漏洩しないこと。

(エ) 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が業者の役員に就いている等、特別の利害関係を有する場合は、予定価格を決定するための理事会の議決には参加できないこと。

キ 最低制限価格について

(ア) ダンピング受注を防止するため、適切に最低制限価格を設定するなど必要な措置を講じること。

(イ) 粗雑工事を防止し、適正な施行を確保するため、県の公共工事に準じた「設計図書」（金額を除いたもの）を入札参加業者に配布すること。

ク 入札の実施

(ア) 入札に際しては、監事及び複数の理事（理事長を除く）・評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族を除く。）2名以上を立ち合わせること。ただし、利害関係人は退席すること。

(イ) 入札場所は、施設所在地の市役所・町役場、公民館など公共の場所で行うこと。

(ウ) 当該市町職員の立ち会いについては、必ず協力を求めること。

(エ) 入札の実施に当たっては、県が公表している「入札のしおり」を熟読し、適正に行うこと。

(オ) 談合情報があった場合は、入札を中止するほか、すみやかに県に報告するとともに、県の指示に従うこと。

(カ) 入札における談合を防止し、意図的に不落随契に移行させ高値で受注しようとする行為を排除するため、建設工事における指名競争入札において、不落随契を廃止する。入札回数については2回までとし、落札しない場合には入札を打ち切ること（実施設計、予定価格等を精査し、広告からやり直し）。

ケ 入札結果の報告及び公表

(ア) 入札後は、速やかに、入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆の署名とともに、「開札結果表」（別に定める様式）を作成し、県に提出する

こと。

(イ) 開札結果表の提出に当たっては、落札業者の役員名簿及び予定価格を決定した理事会の議事録を添付すること。

(ウ) 法人において、入札結果（入札業者名、落札業者名・落札金額）を公表すること。

⑤ 工事請負契約の締結

ア 工事請負契約の締結は、理事会の議決後に行うこと。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、工事の適正な履行を確保するため、請負業者に「履行保証保険契約」を締結させる等の措置を講じること。

ウ 請負業者に「一括下請」は承諾しない旨通知すること。

エ 請負業者に役員名簿を提出させること。

オ 契約締結に係る理事会の議事録、請負業者の役員名簿、及び請負契約書の写しを県に提出すること。

(8) 地盤改良時・中間・竣工時における工事検査の実施

県出納局工事検査室による「立入（中間）検査」、「完了（竣工）検査」を実施する。

「立入（中間）検査」は、工事請負契約書や設計図書の内容及び設計図書どおりの施工が行われていること等を、「完了（竣工）検査」は、変更設計（実績報告）どおりの施工が行われていること及び建築基準法や消防法等他法令による許可の状況等を確認する。

工事検査によって改善を指摘された場合は、すみやかに改善を行い、改善状況を報告すること。

(9) 適正な工事監理の実施

建設工事の適正な実施を確保するため、法人は、工事管理者に対し、適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

ア 工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。

イ 施設整備の全工程において、適切に工事関係書類（特に工事写真）を整備すること。

(10) 施設の開設手続（施設の設置認可・指定）

県の工事検査において適正と判断されたのち、施設を開設することになるが、特別養護老人ホームの場合、「老人福祉法上の開設認可」と「介護保険法上の指定」

を受けなければならない。（認可及び指定の手続については、「IV 施設認可・指定」を参照）

(11) 元請業者等への建設工事費の支払状況のチェック

県では、必要に応じて施設開設後（補助金交付後）、「新設施設実地指導」を実施し、法人運営や施設運営に係る指導を行うほか、施設整備費補助金の支払状況や元請業者の補助金の受入状況、工事施工体制の状況等を確認する。

ア 補助金受入後、すみやかに、請負業者に、口座振り込み等の確実な方法で代金を支払うこと。

元請業者への工事代金の支払いは、口座振り込み等確実な方法で行い、現金による支払いは認めない。

イ 工事施工の状況については、工事検査時に確認を行うので、請負業者に「工事施工体制台帳（施工体系図を含む。）」（建設業法第24条の7第1項に規定）を施工体制台帳チェックリストを作成の上、提出させること。記載事項等に変更があった場合も同様とする。

工事施工体制台帳とは

下請業者の名称、建設業の種類、工事内容（工種の名称）、監理技術者資格、請負金額等を記載した建設工事に係る体系表等をいう。

ウ 法人による補助金の支払状況を明確にするため、金融機関の口座振込書控え、法人の預金通帳、領収書等を整備しておくこと。

エ 元請業者の工事代金の受入状況を明確にするため、元請業者の収入状況に関する資料（工事請負金額と代金の収入状況がわかるもの）を提出させ、県に提出すること。

収入状況に関する資料とは

元請業者が作成している工事ごとの請負代金の収入状況を整理した帳票や総勘定元帳など、当該工事に係る元請業者の入金関係を示す書類をいう。

参考 特別養護老人ホーム等整備費(モデル試算)

整備施設 ・ 特養100床、ショート20床、
 ・ 延床面積5,700㎡、工事費単価240千円/㎡
 ・ 設置場所は都市部とした。
 ・ 特養・ショートはユニット型とした。
 ・ 整備面積、整備単価については最近の整備実例より仮定した。

総事業費

施設種別	建築単価 (千円)	建築面積 (㎡)	金額 (千円)
特養・ショート	240	5,700	1,368,000

※ただし、周辺の駐車場整備や造成工事費等の対象外工事については見込んでいない
 初度備品、運転資金についても別途費用が必要

資金計画

補助金 (施設整備本体)	311,500
(内訳) 特養 1人当たり2,832×100人=283,200 ショート 1人当たり1,415×20人=28,300	
福祉医療機構からの借入金	792,375
(基準事業費－補助金) × 融資率 = 融資限度額 (1,368,000－311,500) × 75% = 792,375	
自己財源 (寄附金等) 及び※協調融資等	264,125
(合計)	1,368,000

(参考) 特養の補助については、共用スペースの公的部分が対象となっており、個人スペースについては、利用者よりホテルコストを徴収する事ができる。

福祉医療機構の借入金の償還は、財源を居住費 (ホテルコスト)、介護報酬収支差額とすることができる。

借入金額については整備条件等により異なる場合がある。

※ 協調融資：機構と民間金融機関が連携して融資を行う。

令和8年度高齢者福祉施設等整備事前協議提出書類一覧

兵庫県

補助事業者名

施設名

提出書類	No.	書 類 名	様式	備考
	1	高齢者福祉施設等整備計画書 各種法令上の規制に対する協議状況報告書	様式1号 1-1,1-2	
	2	資金計画整理表	様式第7号①②	
	3	市町長の意見書(※民間立のみ) ショートステイ・デイ等の利用見込み(定員積算根拠資料) 市町補助金確約書(補助予定通知書(写))	共通別紙7 様式任意 参考様式	
	4	事業費積算根拠資料(建築・設備・設計管理・用地・造成費等)	様式任意	
	5	建設工事工程表(内示～竣工・開設) 建物の配置図、各階平面図(※併設施設は、色分け)及び立面図 室別面積表 社会福祉施設老朽度調査表(※改築のみ) 老朽化した施設の現況写真数点(※改築のみ。日付の入ったもの)	様式任意 様式任意 別紙2 別紙3 様式任意	
	6	社会福祉法人調書(※社会福祉法人の場合) 役員履歴書(写)※理事長、施設長及びその他の役員(評議員含む) 役員選定理由書、役員就任承諾書(写)(※新設法人のみ) 施設長就任承諾書(写) 直近の監査等の指摘事項及び改善状況(既存法人の場合) 決算書(既存法人の場合)	共通別紙6 様式任意 参考様式 参考様式	
—	7	<用地を取得する場合> 贈与契約(確約)書、又は売買契約(確約)書(写) 所有権移転確約書(写) 不動産登記簿謄本(原本)、印鑑登録証明(原本) 寄附者行為能力証明(身分証明書等)(原本) 施設予定地の状況	— 参考様式 参考様式 別紙6	
—		<用地の貸与を受ける場合> 地方公共団体の無償貸与確約書等(写) 土地賃貸借契約書、及び賃貸権登記誓約書(写) 地上権設定契約書、及び地上権設定登記誓約書(写) 不動産登記簿謄本(原本)	— 参考様式 参考様式 様式任意	
—	8	<贈与契約関係> 贈与契約(確約)書(写) 寄附者行為能力証明(身分証明書等)(原本) 印鑑登録証明書(原本) 残高証明書(原本)、残高証明書一覧(※残高証明書が複数ある場合) 寄附予定者の所得証明書(原本) 寄附予定者の財産目録・財務と債務に関する明細書 借入証明書・借入金の実態に関する誓約書 (5000万円以上の寄附予定者の場合)	— 参考様式 別紙4 様式任意 様式任意	
—	9	<地元への説明関係> 近隣との協議状況、説明会等の経過を記載した書類(時系列で)	— 別紙5、説明資料	
—	10	<福祉医療機構借入関係> 独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調 借入金償還計画等一覧 機構借入金算出内訳 過去の施設整備時及び償還の寄附状況(既存法人の場合) 福祉医療機構及び協調融資金融機関の担当者との融資相談状況 協調融資金融機関の融資提案書(※協調融資を受ける場合) 福祉医療機構以外の市中銀行等から借入を行う場合の理由書	— 共通別紙5 共通別紙5別表 別添様式 様式任意 様式任意 金融機関様式 様式任意	
—	11	<開設後の収支見込み関係> 介護保険施設・事業収支見込み	— 別紙7	
	12	建設予定地の位置図(※市町管内図に施設位置を記入のこと) 建設予定地の付近見取り図 建設予定地の写真数点(※日付の入ったもの)	様式任意 様式任意 様式任意	
	13	その他参考資料		

《留意事項》

1. 協議書等の審査を容易にするため、上記の順序で編纂願います。(A4版)
なお、必要のない書類は、適宜省いてください。また、提出した書類については、提出欄に○印を付けてください。
2. 製本はA4版とし、登記簿謄本等(B4版)は縮小、履歴書等(B5版)は拡大、写真・各種証明書等(A5版)はA4用紙に貼り付けてください。
3. 協議書を作成する場合には、本紙を表紙とし、番号順で白用紙に番号のインデックスを付し、添付書類と編綴してください。
4. 全提出書類については、簡易にコピー対応できるよう、書類の一部を「ホッチキス留」などをしないようにしてください。
5. 建設予定地の市町担当課にあつては、「高齢者福祉施設等整備協議に対するチェック表」を作成のうえ、添付してください。
6. 原本を提出する書類については、提出2部のうち、1部に原本、1部にその写し(A4版に縮小拡大し、原本証明をすること)を添付してください。
7. 様式については変更、追加することがあります。
8. ユニット型特養整備に係る市町意見書には、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険料サービスに係る利用者負担減免措置」の有無に対する意見を記載してください。

IV 施設の認可・指定

1 施設の許可（指定）事務の流れ

< 時 期 >	< 事務手続 >	< 留意点等 >
開設予定時期の 概ね2ヶ月前	認可（指定）申請書 の作成	・申請に必要な各種書類を作成
↓		
開設予定時期の 30日前	認可（指定）申請書 の提出	・管轄県民局・県民センター （健康福祉事務所）に提出 ・別途、市町にも提出
↓		
	（内容の確認・書類補正）	
↓		
開設予定時期	施設の設置認可（指 定）、事業開始	・経験者の採用に配慮すること ・採用職員の事前研修の実施
↓		
施設開設後 概ね1週間以内	事業開始届の提出、 受理通知書の交付	・指令書（認可（指定））証の 交付
↓		
事業内容の変更 があった場合	変更認可申請・変更 届の提出	・変更内容がわかる書類の添付

2 特別養護老人ホームの設置認可（指定介護老人福祉施設の指定）

施設を開設する場合、社会福祉法人にあっては、①老人福祉法（第15条第4項）上の「特別養護老人ホームの設置認可」と、②介護保険法（第86条）上の「指定介護老人福祉施設の指定」を受けなければならない。

なお、次の条件が整っていない場合には、施設の認可（指定）は行わない。

- 施設の運営方針を定め、施設職員に徹底すること。
- 法令に定められた職員の職種、員数を確保すること。
- 職員に対する開設前の研修を実施すること。
- 備品等の設備が整っていること。
- 十分な運転資金が確保できていること。

(1) 提出書類

- 提出書類の様式については、県ホームページの「高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等」を参照すること。

■ 老人福祉法上の設置認可申請に必要な書類及び記載事項（特別養護老人ホーム）

No	項目	様式	添付書類について
1	施設の名称、種類及び所在地	様式第6号（県規則第6条関係）	
2	建物の規模及び構造並びに設備の概要	「老人ホーム設置届」	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、平面図、立面図、各室別面積表 ・設備・備品等一覧表（標準様式4）
3	運営についての重要事項に関する規程（運営規程） ※特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の第七条、第三十四条の規定	様式第7号（県規則第6条関係） 「老人ホーム設置認可申請書」	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書、入所契約書、利用料金表等 （運営規程に記載すべき事項） <ol style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員（ユニット型の場合のみ） 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 暴力団排除 十一 その他の施設の運営に関する重要事項
4	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・標準様式5
5	職員の勤務の体制及び勤務形態		<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （標準様式1：ユニット型の場合はユニット毎の配置が分かるように記載すること。）
6	協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・協力病院を定めていることが分かる資料（なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること）

7	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴		<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿（参考様式2） ・組織図 ・職員に関する書類の写し（全職員の履歴書、関係職員の資格証、就職承諾書等） ・嘱託医契約書の写し（嘱託医とする場合） ・調理業務委託契約書の写し（委託する場合）
8	事業開始の予定年月日		
9	その他の添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ・関係規則（就業規則・給与規程・経理規程等） ・法人の登記事項証明書又は条例

■介護保険法上の指定申請に必要な書類及び記載事項（指定介護老人福祉施設）

	項目	様式	添付書類について
1	施設の名称及び開設の場所	第1号様式 「介護保険施設指定（許可）申請書」	
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	付表15 「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」	
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日		
4	開設者の登記事項証明書又は条例等		・法人の登記事項証明書又は条例
5	特別養護老人ホームの認可証等の写し		
6	併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要	参考様式8	
7	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要		・配置図、平面図、立面図、施設の部屋別一覧表、設備備品等一覧表
8	入所者数の推定数	付表15	

9	施設の管理者の氏名、 生年月日及び住所	付表 1 5	
10	運営規程	任意様式	・重要事項説明書（入所契約書含む）、利用料金表等
11	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	
12	従業者の勤務の体制及び勤務形態	標準様式 1	
13	協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容	契約書等任意様式	・協力病院を定めていることが分かる資料（なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること）
14	法第 8 6 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	標準様式 6	
15	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	標準様式 7	
16	その他指定に関し必要と認める事項		・市町意見書（原本） ・賠償責任保険証書の写し

※老人福祉法上の認可申請と重複する書類については省略可。

(2) 提出部数

2 部

(3) 提出期限

開設しようとする日から 3 0 日前

(4) 提出先

各管轄県民局・県民センター（健康福祉事務所）

(5) その他

- 事業開始後 1 週間以内に、県老人福祉規則第 8 条に規定する「事業開始届（様式第 1 0 号）」を提出すること。
- 開設に当たり、他の法令に必要な手続き（特別養護老人ホームの医務室における医療法に基づく診療所の開設等）について、遅滞なく進めること。

3 特別養護老人ホームの認可（指定介護老人福祉施設の指定）事項の変更

認可（指定）事項を変更しようとする場合、変更事項に応じて、事前に、①老人福祉法（第15条の2第2項、第16条第2項・同条第3項）上の変更認可又は届出と、②介護保険法（第89条）上の届出の手続きが必要となる。

なお、変更事項によって、①②いずれも届出が必要な場合と、①又は②どちらか一方のみの届出が必要な場合がある。

(1) 提出書類

○ 提出書類の様式・添付書類については、県ホームページの「高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等」を参照すること。

■老人福祉法上の変更認可申請（県規則第11条第2項（様式第17号））

項 目	参 考
社会福祉法人の場合の老人ホームの廃止（休止）・入所定員減少・入所定員増加	変更理由書(様式任意)及び資料添付

■老人福祉法上の変更届出事項（同規則第9条(様式第13号)、第11条(同第16号)）

項 目	参 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称及び所在地 ・ 建物の規模及び構造並びに設備の概要 ・ 施設の運営の方針 ・ 市町の場合の老人ホームの廃止（休止）・入所定員減少・入所定員増加 	変更理由書（様式任意）に変更内容がわかる資料を添付

■介護保険法上の変更届出事項（第3号様式））

項 目	参 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称及び開設場所 ・ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 ・ 当該申請に係る事項の開始予定年月日 ・ 開設者の登記事項証明書又は条例等又は条例等 ・ 当該併設する施設の概要（併設施設がある場合） 	変更理由書（様式任意）に変更内容がわかる資料を添付

<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理者（施設長）の氏名及び住所 ・ 運営規程（運営規程に定めておくべき事項は次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員（ユニット型の場合） ⑤ 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ 暴力団排除 ⑪ その他施設の運営に関する重要事項 	
--	--

(2) 提出部数

2部

(3) 提出期限

老人福祉法上の変更認可申請及び変更届は、変更しようとする日から30日以内
介護保険法上の変更届は、変更があった日から10日以内

(4) 提出先

各管轄県民局・県民センター（健康福祉事務所）

令和8年度高齢者福祉施設等整備における留意点

I 総則

1 事業者

事業者は、社会福祉に熱意と理解を有し法人運営に直接かかわることができ、かつ適正な施設運営が見込める者であること。

2 用地

施設建設が可能で、十分な広さがあり、かつ原則として事業者の自己所有であること。

条 件	内 容
原則として所有権は社会福祉法人に帰属すること。	借地による場合は、以下の要件を具備すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業継続に必要な期間の賃借権又は地上権を設定し、登記をすること。 ○ 賃料は地域の適正な水準以下であり、法人が長期的に安定して支払うことが可能であること。 ○ 相手方が社会福祉法人の役職員又はその親族ではないこと（無償の場合は除く。）
所有権（借地の場合は借地権）以外の権利が存在しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抵当権等が設定されていないこと。 ○ 用地内に法定外公共財産（里道・水路）がある場合は、払い下げが可能であること。
開発行為が可能であること。※	以下の区域を建設予定地内に含まないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法による農地（転用許可可能である場合は除く。） ○ 都市計画法による市街化調整区域（審査会による開発許可可能な場合は除く。） ○ 農業振興地域の整備に関する法律による農用地地域 ○ 森林法により指定された保安林 ○ 都市緑地法による特別緑地地域 など

※ 主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

区画の変更：道路などの公共施設の新設、改廃を伴う土地の分割又は統合

形の変更：切土又は盛土を行うこと。

質の変更：土地利用の用途を「宅地」又は「公共施設用地」に変更すること。

3 建物・設備

公共性を意識し、豪華、華美な建設仕様等により施設入所者等に対する過重な負担にならないよう配慮することが必要である。

また、当然のこととして、厚生労働省が定める設備運営基準及びその他法令に沿った内容であること。

なお、潤いのある生活環境及び省エネルギーにも配慮する（屋上緑化、太陽電池パネルなど）とともに、災害時や電力不足等による長時間の停電に備え、施設全体に電力供給が可能な非常用発電設備（自家発電装置、蓄電装置等）の整備に努めること。

4 周辺住民

施設建設計画について、県との事前協議の前に周辺の住民、自治会に対する説明会を開催し、十分な理解を求めておくこと。

II 特別養護老人ホーム

1 施設の目的

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な「要介護者」（原則要介護度3以上）を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

※「要介護者」＝介護保険法第7条第3項に規定する「要介護者」をいう。

2 県補助基準

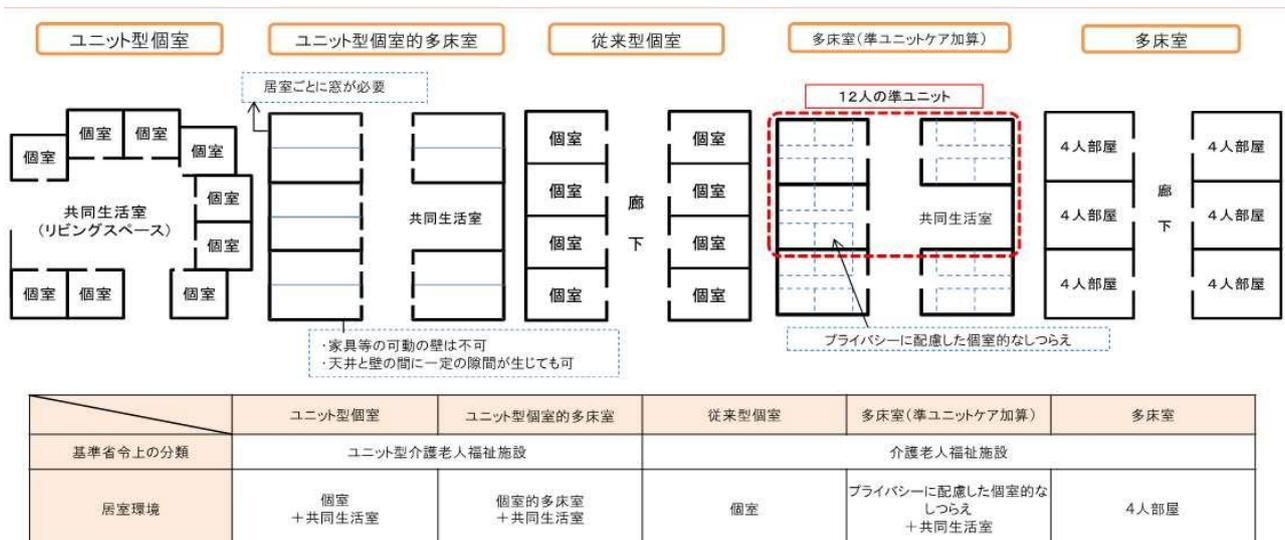
ユニット型での整備を原則とする。

施設整備費補助事業（ユニット型個室（80床以上120床未満の場合）3,332千円/床）

（多床室（同上）1,999千円/床）

※ 補助金単価は令和8年度当初単価であり、今後改正される場合もある。

<居室の形態の種類>



3 構造設備等

- 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- 建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない（平屋の場合や、2階建てで居室その他入所者の療養生活にあてられている施設を2階及び地階いずれにも設けていない場合は、準耐火建築物でも可）。
ただし、入所者の日常生活に当てられる場所を2階又は地階に設ける場合は、次の各号全ての要件を満たせば準耐火建築物とすることができる（平屋についても準耐火建築物でも可）。
 - 消防長又は消防署長と相談した上で、避難マニュアルを作成
 - 日中及び夜間を想定した避難訓練を実施
 - 地域住民との連携体制を整備
- 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

4 設備

- (1) ユニット型 1ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。また、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備	設備構造基準
居室	<ul style="list-style-type: none"> ○個室とし、居室の面積は10.65㎡以上（箆笥等家具の設置スペース・洗面 設備スペースを含み、トイレを除外）とすること。ただし、居室の一部については、夫婦などが2人部屋として利用するために、居室と居室の間を可動式のパーティションで仕切る等の構造とするよう検討すること。（2人部屋の場合、原則21.3㎡以上の面積とすること。） ○共同生活室に近接して一体的に設けること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○必要に応じて、入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者が個室に家具を持ち込めるようにすること。 ○床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 （各ベッドの枕元にナースコールを設置する。） ○扉は引き戸とすること。 ○電話、テレビ用の配線を行うこと。
ユ ニ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニットごとに設けること。（ユニットの中心部分となる。） ○地階に設けてはならないこと。 ○リビングの面積は、ユニットの入居定員×2㎡以上とすること。 ※居室3室程度＋キッチン程度の広さが望ましい。 ○他のユニットの入居者が、当該リビングを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ○当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることができるような備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該リビング内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ○食事スペース付近に共用の洗面設備を設けること。 ○必要な備品を備えること。 ・介護に必要な備品・消耗品の保管スペースはできる限りユニット内に設けること。 ○常夜灯を設けること。 ○2ユニット毎に常時1名以上夜間人員配置することが必要であることから、同一階に奇数ユニットは避けるべきであること。 ○介護職員の事務スペース及び入所者の個人データの保管場所等を設けること。 ○キッチンは対面型又はアイランド型とし、利用者の目に付く位置に配置すること。 ○煮炊きが行えるよう、炊飯器、冷蔵庫、電子レンジ、みずやなどを設置できるようにすること。 ○ユニット内の人間関係に問題が生じる場合も少なくないため、リビングは複数あることが望ましい。 ○ユニットの入り口に玄関を設けること。 ○外を眺めることができる窓、採光に配慮すること。 ○汚物処理室、備品保管庫、洗濯室は各ユニット毎に設けること。
ユニット間 交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者の生活がユニット内で完結してしまうことがないように、ユニットの外に他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができるスペースを設けること。この場合、窓から見える景色や採光に配慮すること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ○居室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合、2箇所以上に分散して設けること。 ○洗面台は流しとしても使用するので、トイレ内に設置してはならない。 ○介護を必要とする者が使用するのに適した造りとすること。（足が入る空間を確保しつつ可能な限り低くすること。また、鏡は低めに設置し、水栓レバーに容易に手が届くこと。） ○清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。 ※感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。
換気等	<ul style="list-style-type: none"> ○外気取入用の窓、換気設備等を設置すること。 ○エアコン、床暖房などの冷暖房設備を設置すること。また、リモコン、スイッチの操作が容易であること。 ○ドアは引き戸構造とし、居室入り口、ベッド、トイレ付近に手摺りを設けること。 ○居室の扉に鍵を設置すること。鍵の高さにも配慮すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○居室ごとに設けること。ただし、リビングごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、リビングの1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けること。なお、居室ごとに設ける方式とリビングごとに設ける方式と混在も可能であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ○常夜灯を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用トイレを設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 ○プライバシー保護及び臭気対策上、壁で仕切り、開口部はカーテン構造ではなく扉とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・リビングからトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 ○洋式便座とし、高さは足の踏ん張り出来る高さ（38cm）とすること。 ○立ち上がりや身体支持のため、縦手摺りと横手摺りを設けること。 ○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。 ○掃除しやすい床材や換気設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。 ○排泄介助を行うスペースを確保すること。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること（3方向介助が可能な構造、最低2方向を確保すること。） ○居室のある階ごとに設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな処遇が行えるよう、座位での入浴設備、個別浴槽を設置することが望ましい。 ・脱衣室は十分な広さをとること。 ・各ユニットに個別浴槽を設けることが望ましい。少なくとも、2ユニットに1ヶ所の個別浴槽を（必要があれば介助浴槽も）設けること。 ・個浴は高さ50cm、幅50cm、奥行き90cm程度が望ましい。 ○快適に入浴ができる仕様になっていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・浴室からの眺望に配慮すること。 ・床暖房を設けることが望ましい。 ○一般浴槽は、温度調整が難しい、麻痺の状態により体が浮く等の問題があり、可能な限り避けること。 ○居室からの動線が短くなるよう配置すること。
特殊浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○出入に当たって、ストレッチャー等の移動に配慮した構造とすること。 ○冬季利用のための暖房を設置すること。（ヒーターなど）
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ○入所者を診察するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備える他、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ○入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ること。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ○火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ○食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。（食堂との開口部の防虫にも留意すること。） ○調理に従事する職員専用のトイレ、休憩室を設けること。 ○食品倉庫を設けること。 ○火気の使用により室内が高温となることを考慮した空調設備を設置すること。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ○配置職員に見合ったスペースを確保すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・OAフロアが望ましい。
宿直室	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間の防災機能を備えること。
洗濯室又は洗濯場	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の衣類、タオル等は利用者自らが干す、たたむ等ができるようにすることが望ましいことから、シーツや汚物の着いた衣服等を洗濯する洗濯場とは別にユニット毎若しくは隣接するユニット毎に家庭用洗濯機を設けるべきである。
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ○他の設備と区別された一定のスペースを有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット毎若しくは隣接するユニット毎に設置することが望ましい。 ・洗濯室、浴室と近接して設けることが望ましい。 ○換気、衛生管理について配慮された構造とすること。 ○洗濯機は汚物用とそれ以外のものを明確に区分すること。
介護材料室	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニットに近接して、適当数設けること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 【廊下】 ○片廊下は1.8m以上、中廊下（廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）は2.7m以上とすること。ただし、待避スペースとしてのアルコープ等を設ける場合には、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上（手すりの内側から測定）。 ○常夜灯を設けること。 ○手すりを設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子用のキックプレートを設けることが望ましい。

	<p>【床】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用すること。 ・上履き生活ではなく、生活の場面によって、畳、フローリング、カーペットなど多様な座面の中から選ぶことができ、靴を脱いで過ごせる構造であること。
	<p>【内装】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁及び間仕切りなどについて、色彩や素材(例：木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。
	<p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。 ○居室(ユニットを含む。)、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)を3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の事項のいずれにも該当する場合、居室等を3階以上の階に設けることも可能であること。 (ア)居室等のある3階以上の登階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)設置すること。 (イ)3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料で行うこと。 (ウ)居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ○居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでないこと。
	<p>【エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
	<p>【浄化槽等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。
	<p>【消火設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。

(2) 従来型

設 備	設備構造基準
居室 (多床室)	<ul style="list-style-type: none"> ○居室の面積は定員1人あたり10.65㎡以上(箆笥等家具の設置スペース・洗面 設備スペースを含み、トイレを除外)とすること。 ○各居住スペース間にパーティションで仕切る構造とする等、プライバシーに配慮すること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○必要に応じて、入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者が個室に家具を持ち込めるようにすること。 ○床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 (各ベッドの枕元にナースコールを設置する。) ○扉は引き戸とすること。
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員室又は介護職員室に近接して設けること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ○入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
食堂・機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとする。 (合計面積は内法で定員1人あたり3.0㎡以上) ・食事の提供又は機能訓練を行う場合において、提供に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

浴室	(ユニット型と同じ)
特殊浴室	(ユニット型と同じ)
洗面設備	<p>○居室のある階ごとに設けること。</p> <p>○介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。(足が入る空間を確保しつつ可能な限り低くすること。また、鏡は低めに設置し、水栓レバーに容易に手が届くこと。)</p> <p>○清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。</p> <p>※感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。</p>
トイレ	<p>○居室のある階ごとに設けること。</p> <p>○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>○常夜灯を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用トイレを設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 <p>○プライバシー保護及び臭気対策上、壁で仕切り、開口部はカーテン構造ではなく扉とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下等からトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 <p>○洋式便座とし、高さは足の踏ん張りが出来る高さ(38cm)とすること。</p> <p>○立ち上がりや身体支持のため、縦手摺りと横手摺りを設けること。</p> <p>○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。</p> <p>○掃除しやすい床材や換気設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。 <p>○排泄介助を行うスペースを確保すること。</p>
医務室	(ユニット型と同じ)
調理室	(ユニット型と同じ)
介護職員室	<p>○居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>○必要な備品を備えること。</p>
看護職員室	
面談室	
事務室	(ユニット型と同じ)
宿直室	(ユニット型と同じ)
洗濯室又は洗濯場	○利用者の衣類、タオル等は利用者自らが干す、たたむ等ができるようにすることが望ましい。
汚物処理室	(ユニット型と同じ)
介護材料室	
その他	<p>【廊下】</p> <p>○片廊下は1.8m以上、中廊下(廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)は2.7m以上とすること。 (手すりの内側から測定)。</p> <p>○常夜灯を設けること。</p> <p>○手すりを設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子用のキックプレートを設けることが望ましい。 <p>【床】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用すること。 ・上履き生活ではなく、生活の場面によって、畳、フローリング、カーペットなど多様な座面の中から選ぶことができ、靴を脱いで過ごせる構造であること。

	<p>【内装】 ・壁及び間仕切りなどについて、色彩や素材(例：木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。</p>
	<p>【階段】 ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。 ○居室(ユニットを含む。)、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)を3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の事項のいずれにも該当する場合、居室等を3階以上の階に設けることも可能であること。 (ア)居室等のある3階以上の登階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)設置すること。 (イ)3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料で行うこと。 (ウ)居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ○居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでないこと。</p>
	<p>【エレベーター】 ○居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。</p>
	<p>【浄化槽等】 ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。</p>
	<p>【消火設備等】 ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。</p>

5 その他留意事項

- (1) 動線を考えること。
 - ① 居室、食堂、浴室、機能回復訓練室、トイレ等入所者が日常利用する空間の動線は簡略にすること。
 - ② 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
 - ③ 厨房、配膳口、ダムウェーター、食堂の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
 なお、厨房がある階と異なる階へ食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用することが望ましい。
 - ④ 非常用階段の設置場所は、出火元となる可能性の高い厨房付近等を避けるとともに、複数方向の避難経路を確保しておくこと。
 - ⑤ 新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、入所者が日常利用する空間の動線と、外来者やデイサービス利用者等が通常利用する動線は、極力交わらないようにすること。
- (2) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ80cm程度、直径40mm程度の円形等とすることが望ましい。
- (3) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう配線すること。
- (4) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。
- (5) 『個室ユニットケア型施設計画ガイドライン』（平成17年9月 社団法人日本医療福祉建築協会編）を参考に、良質な個室ユニットケアの確保に努めること。

Ⅲ 介護老人保健施設

1 施設の目的

病状が安定期にある「要介護者」を入所させて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、そのものに居宅における生活への復帰を目指すものである。

※「要介護者」＝介護保険法第7条第3項に規定する「要介護者」をいう。

2 県補助基準

ユニット型での整備とする。

施設整備費補助事業（27, 225千円／施設）

※ 補助金単価は令和8年度当初単価であり、今後改正される場合もある。

3 構造設備等

(1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない（平屋の場合や、2階建てで療養室その他入所者の療養生活にあてられている施設を2階及び地階いずれにも設けていない場合は、準耐火建築物でも可）。

ただし、療養室等を2階又は地階に設ける場合は、次の各号全ての要件を満たせば準耐火建築物とすることができる（平屋についても準耐火建築物でも可）。

- ① 消防長又は消防署長と相談した上で、避難マニュアルを作成
- ② 日中及び夜間を想定した避難訓練を実施
- ③ 地域住民との連携体制を整備

(3) 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

4 設備

(1) ユニット型

1ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。また、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備		設備構造基準
ユ	療養室 (居室)	○個室とし、1室の面積は原則10.65㎡以上（療養室内の洗面、収納スペースは含み トイレを除く。）とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋として利用するために、壁の構造を可動式にするなども可とし、その場合の面積は原則21.3㎡以上とすること。 ○共同生活室に近接して一体的に設けること。 ○地階に設けてはならないこと。
ニ		○寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ッ		○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 (各ベッドの枕元にナースコールを設置する。)
ト	共同生活室 (リビング)	○ユニットごとに設けること。（ユニットの中心部分となる。） ○当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として相応しい形状を有すること。 ○床面積は、2㎡×ユニットの入居定員以上を標準とすること。 ○他のユニットの入居者が、当該リビングを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ○当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を

		<p>楽しんだりすることができるような備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該リビング内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居者が利用できる簡単なキッチン等の設備を設けることが望ましい。 ○ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。 ○常夜灯を設けること。 ・ユニットの入口に玄関を設けること。
	ユニット間 交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者の生活がユニット内で完結してしまうことがないように、ユニットの外に他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができるスペースを設けること。この場合、窓から見える景色や採光に配慮すること。
ユ	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合、2箇所に分散して設けること。 ○介護を必要とする者が使用するのに適した造りとする。 ・清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。 ・感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。
ニ ツ ト	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室内にあることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支え無いが、その場合は、入居者のケア上支障がない場合に限る。（男子用と女子用を別に設けること。） ・車椅子及び歩行器の利用や介助のための十分な広さを確保すること。 ・感染症防止のため、共用タオル（ぶらさげタオル）は設置しないこと。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ○常夜灯を設けること。 ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用便所を設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 ・壁で仕切り、開口部はカーテン構造としないこと。 ・リビングからトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 ○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。 ○掃除しやすい床材や設備を設けること。 ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。
	診察室	<ul style="list-style-type: none"> ○医師が診察を行うのに適切なものとする。
	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ○1㎡に入所定員を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。 ・必要な器械・機具を備えること。 ○サテライト型小規模老健、医療機関併設型小規模老健については、40㎡の面積を確保すること。 ○必要な器械・機具とは以下のようなものであること。 各種測定用機具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、歩行補助具、日常生活活動訓練機具
	一般浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○介護を必要とする者が入浴するのに適したものとする。 ○居室のある階ごとに設けること。 ・きめ細かな処遇が行えるよう、座位での入浴設備、個別浴槽を設置することが望ましい。 ・脱衣室は十分な広さをとること。 ・各ユニットに個別浴槽を設けることが望ましい。少なくとも、2ユニットに1ヶ所の個別浴槽を（必要があれば介助浴槽も）設けること。 ○快適に入浴ができる仕様になっていること。 ・浴室からの眺望に配慮すること。 ・床暖房を設けることが望ましい。
	特殊浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○出入に当たって、ストレッチャー等の移動に配慮した構造とすること。 ○冬季利用のための暖房を設置すること。（ヒーターなど）
	サービス ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニットのある階ごとに療養室に近接して設けること。 ・看護・介護職員の業務に支障のないよう十分な広さを確保すること。 ・仮眠室・休憩室・専用のトイレ・洗面所等の設備を設けるよう努めること。
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ○火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ○食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。（食堂との開口部の防虫にも留意すること。） ・調理に従事する職員専用のトイレ、休憩室を設けること。 ・食品倉庫を設けること。 ・火気の使用により室内が高湿となることを考慮した空調設備を設置すること。

事務室	○配置職員に見合ったスペースを確保すること。 ・OAフロアが望ましい。
宿直室	・夜間の防災機能を備えること。
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	○他の設備と区別された一定のスペースを有すること。 ・ユニット毎若しくは隣接するユニット毎に設置することが望ましい。 ・洗濯室、浴室と近接して設けることが望ましい。
介護材料室	ユニットに近接して、適当数設けること。
その他	【廊下】 ○片廊下は1.8m以上、中廊下（廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）は2.7m以上とすること。ただし、待避スペースとしてのアルコーブ等を設ける場合には、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上（手すりの内側から測定）。 ○常夜灯を設けること。 ○手すりを設けること。 ・車椅子用のキックガードを設けることが望ましい。
	【床】 ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用することが望ましい。
	【階段】 ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。 ○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ○療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を2以上設けること。
	【エレベーター】 ○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
	【浄化槽等】 ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。
	【消火設備等】 ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。

(2) 従来型

設 備	設備構造基準
療養室 (居室)	○療養室の定員は4人以下とし、面積は、定員1人あたり8.0㎡以上（療養室内の洗面、収納スペースは含み トイレを除く。）とすること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・各ベッドの枕元にナースコールを設置する。 ・入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えない。
診察室	(ユニット型と同じ)
機能訓練室	○1㎡に入所定員を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。 ・必要な器械・機具を備えること。 ○サテライト型小規模老健、医療機関併設型小規模老健については、40㎡の面積を確保すること。 ○必要な器械・機具とは以下のようなものであること。 各種測定用機具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、歩行補助具、日常生活活動訓練機具 ○機能訓練室、談話室食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対するサービス提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したものの以上とすること。

談話室	○入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 ○入所者とその家族等が談話を楽しめるよう、ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。
食堂	○定員1人あたり2.0㎡以上とすること。
一般浴室	(ユニット型と同じ)
特殊浴室	(ユニット型と同じ)
レクリエーション・ルーム	○レクリエーションを行うために必要な広さを有し、必要な設備を整えること。
洗面設備	○療養室のある階ごとに設けること。 ○介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。(足が入る空間を確保しつつ可能な限り低くすること。また、鏡は低めに設置し、水栓レバーに容易に手が届くこと。) ○清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。 ※感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。
トイレ	○居室のある階ごとに設けること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ○常夜灯を設けること。 ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用トイレを設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 ○プライバシー保護及び臭気対策上、壁で仕切り、開口部はカーテン構造ではなく扉とすること。 ・廊下等からトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 ○洋式便座とし、高さは足の踏ん張りが出来る高さ(38cm)とすること。 ○立ち上がりや身体支持のため、縦手摺りと横手摺りを設けること。 ○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。 ○掃除しやすい床材や換気設備を設けること。 ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。 ○排泄介助を行うスペースを確保すること。
サービスステーション	○療養のある階ごとに療養室に近接して設けること。 ・看護・介護職員の業務に支障のないよう十分な広さを確保すること。 ・仮眠室・休憩室・専用のトイレ・洗面所等の設備を設けるよう努めること。
調理室	(ユニット型と同じ)
事務室	(ユニット型と同じ)
宿直室	(ユニット型と同じ)
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	(ユニット型と同じ)
介護材料室	適当数設けること。
その他	<p>【廊下】 ○片廊下は1.8m以上、中廊下(廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)は2.7m以上とすること。 ○常夜灯を設けること。 ○手すりを設けること。 ・車椅子用のキックガードを設けることが望ましい。</p> <p>【床】 ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用することが望ましい。</p> <p>【階段】 ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。</p>

	<p>○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <p>○療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を2以上設けること。</p>
	<p>【エレベーター】</p> <p>○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
	<p>【浄化槽等】</p> <p>○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。</p>
	<p>【消火設備等】</p> <p>○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。

5 その他留意事項

- (1) 施設設備の基準面積等は、内法で確保されていること。
- (2) 建物は、設置法人の所有であること。
- (3) 認知症専門棟を設置する場合は、上記の設備を設置するとともに、次の事項を満たす必要があること。
 - ① 当該施設の入所定員は40人を標準とすること。
 - ② 当該施設の入所定員の1割以上の数の個室を設けていること。
 - ③ 入所者用デイルーム（2㎡/人以上）、家族介護教室（30㎡以上）を設けること。
- (4) 機能訓練室、共同生活室を区画せず、一つのオープンスペースとするのは差し支えないが、全体の面積は、各々の施設の基準面積を合算したものの以上とすること。
- (5) 動線を考えること。
 - ① 居室等入所者が日常利用する室間の動線は簡略にすること。
 - ② 食材搬入口等の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
 - ③ 非常用階段の設置場所は、出火元となる可能性の高い厨房付近等を避けるとともに、複数方向の避難経路を確保しておくこと。
 - ④ 新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、入所者が日常利用する空間の動線と、外来者やデイサービス利用者等が通常利用する動線は、極力交わらないようにすること。
- (6) 浴室、便所等面積又は設置数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は箇所数を確保するよう配慮すること。
- (7) 浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設置すること。
- (8) 薬剤師が施設内で調剤を行う場合は、調剤所が必要となること。
- (9) 内装（壁、間仕切りなど）についても、色彩や素材などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。
- (10) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

IV 養護老人ホーム

1 施設の目的

概ね65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な者を入所させる施設。

2 県補助基準

個室での整備とする。

施設整備費補助事業（80床以上120床未満の場合 2,940千円/床）

※ 補助金単価は令和8年度当初単価であり、今後改正される場合もある。

3 構造設備等

- (1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- (2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建物でなければならない。
- (3) 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

4 設備

次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備	設備構造基準
居室	○1室の定員1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とする ことができる。 ○地階に設けてはならないこと。 ○入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上（6畳）とすること。 ○入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
静養室	○医務室又は職員室に近接して設けること。 ○原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
食堂・浴室	
集会室	
洗面所	○居室のある階ごとに設けること。
トイレ	○居室のある階ごとに男性と女性別に設けること。 ○居室内に設ける場合は、入口にドアを設けること。（カーテン不可） ○常夜灯を設けること。
医務室	○入所者を診察するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備える他、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
調理室	○火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ○食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
職員室	○居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
宿直室	・夜間の防災機能を備えること。
面談室	
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	○他の設備と区別された一定のスペースを有すること。

	・洗濯室、浴室と近接して設けることが望ましい。
晝安室	
その他	<p>【廊下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廊下の幅は1.35m以上とすること。ただし中廊下(廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)の幅は1.8m以上とすること。 ○常夜灯を設けること。 <p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傾斜は、ゆるやかにすること。 <p>【消火設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出してない設置スペースを設け、収納すること。
	<p>【床】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用することが望ましい。
	<p>【エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
	<p>【浄化槽等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。

5 特定施設入所者生活介護

施設整備に併せ、特定施設入所者生活介護の指定を受けるよう努めること。

- (1) 居室に非常通報装置等を設けること。
- (2) 浴室は介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - ① きめ細かな処遇が行えるよう、座位での入浴設備、個別浴槽を設置することが望ましい。
 - ② 脱衣室は十分な広さをとること。
 - ③ 快適に入浴ができる仕様になっていること。
- (3) 食堂は適当な広さを有すること。
- (4) 車椅子で円滑に移動可能なバリアフリー構造とすること。

6 その他留意事項

- (1) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (2) 静養室、食堂、便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は箇所数を確保するよう配慮すること。
- (3) 居室及び静養室の「収納設備等」とは、押入れ（これに代わるものとして設置したタンス等を含む。）、床の間、踏込みその他これらに類する設備をいうこと。
- (4) 動線を考えること。
 - ① 居室、食堂、浴室、機能回復訓練室、トイレ等入所者が日常利用する室間の動線は簡略にすること。
 - ② 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
 - ③ 厨房、配膳口、ダムウェーター、食堂の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
なお、厨房がある階と異なる階へ食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用することが望ましい。
 - ④ 非常用階段の設置場所は、出火元となる可能性の高い厨房付近等を避けるとともに、複数方向の避難経路を確保しておくこと。
- (5) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ80cm程度、直径40mm程度の円形等とすることが望ましい。
- (6) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう配線すること。
- (7) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。

V ケアハウス（軽費老人ホーム）

1 施設の目的

原則として 60 歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が 60 歳以上）で、かつ、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、相談・助言、食事提供、入浴準備等 日常生活上必要なサービスを提供する施設。

（指定特定施設入所者生活介護事業）

ケアハウスは、介護保険法において「特定施設」の一つとされ、介護保険法に基づく指定事業者となった場合、要介護状態になった入所者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行い、当該入所者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

※「要介護者」＝介護保険法第 7 条第 3 項に規定する「要介護者」をいう。

2 県補助基準

個室または多床室（2 人部屋）での整備を原則とする。

設整備費補助事業（個室（80 床以上 120 床未満の場合） 2， 9 4 0 千円／床）

（多床室 2 人部屋（同上） 1， 7 6 4 千円／床）

※ 補助金単価は令和 8 年度当初単価であり、今後改正される場合もある。

3 構造設備等

- (1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- (2) 建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- (3) 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

4 立地条件

- (1) 一般住民が生活している区域から遠距離に、施設のみが孤立した設置となっていないこと。
- (2) 孤立して設置されてはいないものの、医療機関への通院、スーパーマーケット・商店街へ買物に行くための移動手段等が限定されているため、結果として入所者の外出に不便が生じる地域での設置となっていないこと。
- (3) その他、建設他の選定に当たっては、周囲の環境等十分考慮するとともに、建築に当たっては、地域の住宅環境との調和にも配慮すること。

5 設備

次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備	設備構造基準
居室	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として個室とすること。 ・市場調査に基づき夫婦部屋を設ける場合は、可動式のパーティションを利用するなど個室としても利用できる構造とすること。 ○ブザー・ナースコール等緊急の連絡に必要な設備を設けること。 ○洗面所、収納スペース（クローゼット）を設けること。 ☆介護居室とする場合、プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを確保すること。 ○地階に設けてはならないこと。 <p>(ユニット型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1居室の面積は15.63㎡（収納スペース、洗面所及び便所等を除いた有効面積は13.2㎡）以上とする。ただし、夫婦用の居室については、1居室の面積は23.45㎡以上とする。 ○便所、簡易な調理設備は、ユニットごとに適当数設けること。 <p>(通常型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1居室の面積は21.6㎡（収納スペース、洗面所、便所及び調理設備を除いた有効面積は14.85㎡）以上とすること。ただし、夫婦用の居室については、1居室の面積は31.9㎡以上とすること。 ○便所、簡易な調理設備を設けること。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ○他の設備と区別されていること。 ・プライバシーの確保に留意すること。
談話室・娯楽室・集会室	<ul style="list-style-type: none"> ○入居定員に見合った必要スペースを確保すること。 ・談話室は、各階に設置することが望ましい。
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○入居定員に見合った必要スペースを確保すること。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫、及び防鼠の設備を設けること。（食堂との開口部の防虫にも留意すること） ・調理に従事する職員専用の便所、休憩室を設けること。 ・食品倉庫を設けること。 ・火気の使用により室温が高温となることを考慮した空調設備を設置すること。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○個人又は2～3人で入れる程度の規模のものとし、シャワー設備を設けること。 ・男女別に設置することが望ましい。 ○一部介助を要する者が入浴できる設備を設置すること。 <p>☆身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。（脱衣室、浴室）
洗濯室	
事務室・介護職員室・会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○各室を独立して設ける必要はないが、必要スペースを確保すること。 ・事務室は、OAフロアとすることが望ましい。
宿直室	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の防災機能を備えること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ☆居室のある階ごとに設置し、ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ○居室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合、2箇所以上に分散して設けること。 ○介護を必要とする者が使用するのに適した造りとすること。 ・清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。 ・感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。
非常通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署への直通電話を設けること。
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。
その他	<p>【廊下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針に準拠し、片廊下は1.4m以上、中廊下（廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）は1.8m以上とすることが望ましい。（手すりの内側から測定）。 ○常夜灯を設けること。 ○手すりを設けること。 ・車椅子用のキックガードを設けることが望ましい。 <p>【床】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用すること。 <p>【内装】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁及び間仕切りなどについて、色彩や素材(例：木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。

<p>【階段】 ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。</p>
<p>【エレベーター】 ○居室を2階以上に設ける場合は、必ず設置すること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。</p>
<p>【一時介護室】 ☆居室において介護が行える場合は、必ずしも設ける必要はない。</p>
<p>【機能訓練室】 ☆機能訓練を行うために適当な広さを確保すること。</p>
<p>【浄化槽等】 ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。</p>

☆印は、特定施設入所者生活介護の指定基準である。

6 その他留意事項

(1) 動線を考えること。

- ① 居室、食堂、浴室、機能回復訓練室、トイレ等入所者が日常利用する室間の動線は簡略にすること。
 - ② 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
 - ③ 厨房、配膳口、ダムウェーター、食堂の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
なお、厨房がある階と異なる階へ食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用することが望ましい。
 - ④ 他の社会福祉施設と合築の場合、動線が交差しないよう配慮すること。
 - ⑤ 非常用階段の設置場所は、出火元となる可能性の高い厨房付近等を避けるとともに、複数方向の避難経路を確保しておくこと。
- (2) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ80cm程度、直径40mm程度の円形等がよい。
- (3) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう配線すること。
- (4) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。
- (5) ケアハウスの設備については、平成20年5月9日付け厚生労働省令第107号「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に適合するものであること。

VI 介護医療院

1 施設の目的

主として長期的にわたり療養が必要である「要介護者」を入所させて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が療養をしつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 県補助基準

令和8年度当初時点で補助基準額の設定なし。

3 構造設備等

- (1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- (2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない（平屋の場合や、2階建てで療養室その他入所者の療養生活にあてられている施設を2階及び地階いずれにも設けていない場合は、準耐火建築物でも可）。
ただし、療養室等を2階又は地階に設ける場合は、次の各号全ての要件を満たせば準耐火建築物とすることができる。
 - ① 消防長又は消防署長と相談した上で、避難マニュアルを作成
 - ② 日中及び夜間を想定した避難訓練を実施
 - ③ 地域住民との連携体制を整備
- (3) 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

4 設備

(1) ユニット型

1ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。また、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備		設備構造基準
ユ ニ ツ ト	療養室 (居室)	<p>○個室とし、1室の面積は原則10.65㎡以上（療養室内の洗面、収納スペースは含み トイレを除く。）とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋として利用するために、壁の構造を可動式にするなども可とし、その場合の面積は原則21.3㎡以上とすること。</p> <p>・ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>○共同生活室に近接して一体的に設けること。</p> <p>○地階に設けてはならないこと。</p> <p>○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>○入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>○入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。</p> <p>○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 (各ベッドの枕元にナースコールを設置する。)</p>
	共同生活室 (リビング)	<p>○ユニットごとに設けること。（ユニットの中心部分となる。）</p> <p>○当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として相応しい形状を有すること。</p> <p>○床面積は、2㎡×ユニットの入居定員以上を標準とすること。</p> <p>○他のユニットの入居者が、当該リビングを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>○当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることができるような備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該リビング内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>○入所者が利用できる簡単なキッチン等の設備を設けることが望ましい。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。 ○常夜灯を設けること。 ・ユニットの入口に玄関を設けること。
	ユニット間交流スペース	○入居者の生活がユニット内で完結してしまうことがないように、ユニットの外に他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができるスペースを設けること。この場合、窓から見える景色や採光に配慮すること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合、2箇所に分散して設けること。 ○介護を必要とする者が使用するのに適した造りとする。 ・清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。 ・感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室内にあることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支え無いが、その場合は、入所者のケア上支障がない場合に限る。（男子用と女子用を別に設けること。） ・車椅子及び歩行器の利用や介助のための十分な広さを確保すること。 ・感染症防止のため、共用タオル（ぶらさげタオル）は設置しないこと。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ○常夜灯を設けること。 ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用便所を設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 ・壁で仕切り、開口部はカーテン構造としないこと。 ・リビングからトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 ○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。 ○掃除しやすい床材や設備を設けること。 ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。
	診察室	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の施設を有すること。 ・医師が診察を行う施設 ・臨床検査施設（喀痰、血液、尿、糞、便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設） （臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。） ・調剤を行う施設 ○介護医療院サービスの一環として行われる診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、医療法において病院又は診療所が求められる危害防止上必要な措置を講ずること。
	処置室	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の施設を有すること。 ・入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設 ・診察の用に供するエックス線装置 （定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。）
	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ○内法による測定で40㎡以上の面積を有すること。 ○必要な器械及び器具を備えること。 ○ユニット型併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が十九人以下のものをいう。）にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
	一般浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 ○居室のある階ごとに設けること。 ・きめ細かな処置が行えるよう、座位での入浴設備、個別浴槽を設置することが望ましい。 ・脱衣室は十分な広さをとること。 ・各ユニットに個別浴槽を設けることが望ましい。少なくとも、2ユニットに1ヶ所の個別浴槽を（必要があれば介助浴槽も）設けること。 ○快適に入浴ができる仕様になっていること。 ・浴室からの眺望に配慮すること。 ・床暖房を設けることが望ましい。

特殊浴室	○出入に当たって、ストレッチャー等の移動に配慮した構造とすること。 ○冬季利用のための暖房を設置すること。（ヒーターなど）
サービスステーション	○ユニットのある階ごとに療養室に近接して設けること。 ・看護・介護職員の業務に支障のないよう十分な広さを確保すること。 ・仮眠室・休憩室・専用のトイレ・洗面所等の設備を設けるよう努めること。
調理室	○火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ○食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。（食堂との開口部の防虫にも留意すること。） ・調理に従事する職員専用のトイレ、休憩室を設けること。 ・食品倉庫を設けること。 ・火気の使用により室内が高温となることを考慮した空調設備を設置すること。
事務室	○配置職員に見合ったスペースを確保すること。 ・OAフロアが望ましい。
宿直室	・夜間の防災機能を備えること。
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	○他の設備と区別された一定のスペースを有すること。 ・ユニット毎若しくは隣接するユニット毎に設置することが望ましい。 ・洗濯室、浴室と近接して設けることが望ましい。
介護材料室	ユニットに近接して、適当数設けること。
その他	【廊下】 ○片廊下は1.8m以上、中廊下（廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）は2.7m以上とすること。ただし、待避スペースとしてのアルコーブ等を設ける場合には、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上（手すりの内側から測定）。 ○常夜灯を設けること。 ○手すりを設けること。 ・車椅子用のキックガードを設けることが望ましい。
	【床】 ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用することが望ましい。
	【階段】 ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。 ○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ○療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を2以上設けること。
	【エレベーター】 ○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
	【浄化槽等】 ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。
	【消火設備等】 ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。

(2) 従来型

設 備	設備構造基準
療養室 (居室)	○療養室の定員は4人以下とし、面積は、定員1人あたり8.0㎡以上（療養室内の洗面、収納スペースは含み トイレを除く。）とすること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること（「5 その他留意事項」を参照）。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・各ベッドの枕元にナースコールを設置する。 ・入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えない。

診察室	(ユニット型と同じ)
処置室	(ユニット型と同じ)
機能訓練室	<p>○内法による測定で40㎡以上の面積を有すること。</p> <p>○必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>○併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</p>
談話室	<p>○入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> <p>○入所者とその家族等が談話を楽しめるよう、ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。</p>
食堂	○定員1人あたり1.0㎡以上とすること。
一般浴室	(ユニット型と同じ)
特殊浴室	(ユニット型と同じ)
レクリエーション・ルーム	○レクリエーションを行うために必要な広さを有し、必要な設備を整えること。
洗面設備	<p>○療養室のある階ごとに設けること。</p> <p>○介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。(足が入る空間を確保しつつ可能な限り低くすること。また、鏡は低めに設置し、水栓レバーに容易に手が届くこと。)</p> <p>○清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。</p> <p>※感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくないこと。</p>
トイレ	<p>○居室のある階ごとに設けること。</p> <p>○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>○常夜灯を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用トイレを設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 <p>○プライバシー保護及び臭気対策上、壁で仕切り、開口部はカーテン構造ではなく扉とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下等からトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 <p>○洋式便座とし、高さは足の踏ん張りが出来る高さ(38cm)とすること。</p> <p>○立ち上がりや身体支持のため、縦手摺りと横手摺りを設けること。</p> <p>○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。</p> <p>○掃除しやすい床材や換気設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。 <p>○排泄介助を行うスペースを確保すること。</p>
サービスステーション	<p>○療養のある階ごとに療養室に近接して設けること。</p> <p>・看護・介護職員の業務に支障のないよう十分な広さを確保すること。</p> <p>・仮眠室・休憩室・専用のトイレ・洗面所等の設備を設けるよう努めること。</p>
調理室	(ユニット型と同じ)
事務室	(ユニット型と同じ)
宿直室	(ユニット型と同じ)
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	(ユニット型と同じ)
介護材料室	適当数設けること。
その他	<p>【廊下】</p> <p>○片廊下は1.8m以上、中廊下(廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に</p>

	<p>直接使用する設備のある廊下)は2.7m以上とすること。</p> <p>○常夜灯を設けること。</p> <p>○手すりを設けること。</p> <p>・車椅子用のキックガードを設けることが望ましい。</p>
	<p>【床】</p> <p>・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用することが望ましい。</p>
	<p>【階段】</p> <p>○傾斜は、ゆるやかにすること。</p> <p>○手すりを設けること。</p> <p>○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <p>○療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を2以上設けること。</p>
	<p>【エレベーター】</p> <p>○療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <p>・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。</p> <p>・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。</p>
	<p>【浄化槽等】</p> <p>○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。</p>
	<p>【消火設備等】</p> <p>○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。</p>

5 その他留意事項

- (1) 施設設備の基準面積等は、内法で確保されていること。
- (2) 建物は、設置法人の所有であること。
- (3) 動線を考えること。
 - ① 居室等入所者が日常利用する室間の動線は簡略にすること。
 - ② 食材搬入口等の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
 - ③ 非常用階段の設置場所は、出火元となる可能性の高い厨房付近等を避けるとともに、複数方向の避難経路を確保しておくこと。
 - ④ 新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、入所者が日常利用する空間の動線と、外来者やデイサービス利用者等が通常利用する動線は、極力交わらないようにすること。
- (4) 浴室、便所等面積又は設置数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は箇所数を確保するよう配慮すること。
- (5) 浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設置すること。
- (6) 内装（壁、間仕切りなど）についても、色彩や素材などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。
- (7) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (8) 療養室が多床室の場合にあっては、家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。
 - ※ カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。
 - ※ 家具、パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。

